

社内で、消費税改正研修会を開催して、社員全員で、消費税改正に備えませんか？

経過措置の
期限が3/31と
迫っています!!

平成31年10月からいよいよ消費税率が10%に改正され、あわせて軽減税率が導入されることとなりました。

自社の売上への対応だけでなく、契約・設備投資・各種支出等々に関しても、消費税の改正点が関係しますので、経理担当者だけでなく、営業・販売担当者、現場担当者も、取引先への説明や問い合わせに対応することとなり、全社的な取り組みが必要になります。

つきましては、消費税の改正点や社内の取り組みに関する情報共有を図るべく、消費税改正についての社内研修会を開催してみませんか？

当事務所で企画・運営・説明等を実施いたしますので、開催に当たり、ご負担はかかりません。

貴社特有の、具体的、個別的な案件にも対応できますので、是非ご検討下さい。

また、同業者の皆さんに集まっていたら、その業種に特有の取引等に対応した研修会も可能ですので、ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

- ◆日時・場所 貴社のご要望で、設定させていただきます。
*場所は、貴社・当事務所会議室・別会場等ですが、有料の会場を使用する場合は、実費をご負担下さい。
- ◆開催費用 1回 50,000円（税抜）～（人数や内容による）
- ◆時間 原則2時間（ご要望による）
*なお、**請負工事の経過措置は、平成31年3月31日までの契約になりますので、関係する業種の場合は、それ以前の開催をお勧めいたします。**
- ◆申込方法 下記の申込書に会社名、氏名を記入の上、**開催希望日の1ヶ月前まで**にお申込下さい。
- ◆その他 開催に関してのご質問・ご要望等は、お気軽に当事務所担当者までお問合せ下さい。

税理士法人 平塚丸岡合同事務所 宛 FAX 94-3104 TEL 96-3880 メール hiratsukazenshi@tkcnf.or.jp

消費税改正社内研修会の開催を申し込みます！

貴事業所名 _____

ご担当者様 _____

★開催希望日 ()月頃 又は 第1希望 (/)・第2希望 (/)・第3希望 (/)

★対象者 役員・幹部・従業員・同業者・その他 () ★予定人数 ()名程度

★その他、ご要望・ご質問などありましたら、以下の欄にご記入下さい。
